＜申　請　の　流　れ＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（関係書類、注意事項等）

・交付申請書

・車検証の写し等対象車両であることを証する書類

・複数車両のときは、個別明細書

・その他市長が必要と認めるもの

・補助金交付（不交付）決定通知書

※海上輸送日と引取証明書の間が６日間以内であること

当該年度の末日の

いずれか早い日まで

引渡し後

30日以内又は

・実績報告書

・乗船券の領収書及び引取証明書

（その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車を

引き取ったことを証明する書類）

・複数車両のときは、個別明細書

・その他市長が必要と認めるもの

・補助金交付額確定通知書

・補助金交付請求書